

短期入所生活介護(予防短期入所生活介護)

重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 広葉会
(2) 代表者役職・氏名 理事長 藁谷 淳市
(3) 事務所所在地 福島県双葉郡檜葉町大字井出字上ノ原28番地
電話番号 0240-25-1777
(4) 定款の目的に ① 第一種社会福祉事業
定めた事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営
② 第二種社会福祉事業
(イ) 老人短期入所事業の経営
(5) 施設・拠点等 特別養護老人ホーム 1ヶ所
短期入所生活介護 1ヶ所

2. 指定介護老人福祉施設 リリー園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設の名 称	特別養護老人ホームリリー園
所 在 地	福島県双葉郡檜葉町大字井出字上ノ原28番地
サービスの種類	介護老人福祉施設サービス
介護保険指定番号	0773200522

(2) 同施設の職員体制

- ① 管理者
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、
規程遵守のため必要な指揮指令を行なう。
- ② 医師(嘱託医)
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- ③ 生活相談員
利用者の生活相談、処遇の企画等を行う。
- ④ 看護職員(機能訓練指導員 兼務)
利用者の健康管理に関する看護業務を行う。
- ⑤ 介護職員
利用者の日常生活全般の介護、介助業務を行う。
- ⑥ 管理栄養士又は栄養士
利用者の栄養管理業務を行なう。
- ⑦ 介護支援専門員
利用者の施設サービスの計画作成を行う。
- ⑧ 機能訓練指導員
利用者の身体機能維持・向上を目的とした訓練を行う。
- ⑨ 事務職員
指定介護老人福祉施設事業に必要な業務を行う。

(3) 職員の勤務時間

介護職員	早番	午前7時から午後4時まで
	日勤	午前9時から午後6時まで
	遅番	午前10時から午後7時まで
	夜勤	午後5時から翌日の午前9時30分まで
看護職員	早番	午前7時15分から午後4時15分まで
	日勤	午前9時から午後6時まで
	遅番	午前11時から午後8時まで
生活相談員 介護支援専門員	午前9時から午後6時まで	
管理栄養士及び栄養士	午前9時から午後6時まで	
事務職員	午前8時30分から午後5時30分まで	

(4) 同施設の設備の概要

定員	4名	静養室	1室	
居室	4人部屋	0室(1室 47.028 m ²)	医務室	1室
	2人部屋	1室(1室 29.901 m ²)	食堂	1室
	個室	2室(1室 17.100 m ²)	機能訓練室	1室
			集会作業スペース	1室
浴室	一般浴槽	1	(交流スペース)	
	特殊浴槽	2	デイルーム	5室
			いろいろ間	1室

3. 施設サービスについて

(1) 基本理念について

『真心、敬愛、和』

(2) 基本方針について

- ① 地域福祉を高める拠点として、地域社会やボランティア、その他関係機関との交流を深めることで、地域と共にある施設を目指します。
- ② 利用者家族(協力者)、保健、医療、福祉関係機関と包括的に連携を図ることで、サービスの維持・向上に努めます。
- ③ 利用者の個性と人権を尊重した上で、生活運動における自立促進を促し、利用者の生活の質(QOL)の向上を図ります。
- ④ 利用者が安全で安心に明るく生活ができるよう健康管理や事故防止に努めます。
- ⑤ 職員は自己研鑽に努め自身のスキルアップを図るとともに、一人一人が役割を遂行し、相互理解と協力を深め、職員と共に成長していく施設を目指します。

(3) 施設サービス計画書(ケアプラン)の立案と交付について

定められている利用日数を超える場合は、当該職員がサービス計画の立案及び更新を行い、計画的に利用者の援助に努めるとともに、利用者家族へ計画書の交付を行います。

(4) 食事サービスについて

- ① 施設の栄養士が、利用者の心身状況と嗜好や希望に合わせながら多職種協働により、可能な限り利用者のニーズに合った食事の提供に努めます。
- ② 食事場所は、通常デイルームを利用するが、体調等により居室での食事となる場合もあります。
- ③ 食事時間は、次のとおりです。

朝食	－午前7時15分から	昼食	－午後11時50分から
おやつ	－午後2時20分から	夕食	－午後 5時20分から
- ④ 食事の種類と形態について
 - ・種類: 普通食 療養食 経管栄養食(胃ろうのみ可)があります。
 - ・主食: 利用者様の口腔機能や嚥下機能の状態に応じて提供しております。

(5) 療養食の提供(*提供体制状況により)について

医師(嘱託医)の指示により提供された適切な栄養量及び内容を有する心臓病食、腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食を家族等の同意を得て提供した場合の検査食を家族等の同意を得て提供していきます。

(6) 入浴の実施について

- ① 原則として1週間に1～2回以上の入浴の機会を設けています。(利用期間や状況により変動あり)
- ② 一般浴槽、特殊浴槽があり、利用者の状態によって無理なく入浴できます。

(7) 身体介護について

- ① 利用者の心身状況、健康状況等、介護職員等が、見守りや声かけ、誘導、一部介助、半介助、全介助の内容にて援助を進めていきます。
- ② 食事、排泄、入浴、衣類の着脱、移動、整容動作等の各場面において、状態に応じた援助を行います。

(8) 環境整備について

介護職員等により洗濯、掃除、リネン交換、所持品等の整理などを行い、清潔保持に努めます。

(9) 機能訓練について

- ① 機能訓練指導員による身体機能維持・向上を図る目的とした訓練を行います。
- ② 生活の質(QOL)の向上を目的とした生活運動を行います。

(10) レクリエーション活動について

- ① 利用者の余暇活動やレクリエーション等の全体活動の援助に努めます。
- ② 季節行事や外出活動など年間計画を作成し実施します。

(11) 生活相談について

生活相談員が相談窓口となり、日常生活全般の相談に応じます。

(12) 健康観察について

- ① 多職種連携を図りながら、家族等と相談のうえ、利用者の健康観察に努める。
- ② 身体状況に変化があり、医療的な処置が必要な場合は、家族(協力者)と相談のうえ、医療機関を勧めていきます。

(13) 所持品の管理について

持参品の管理については、原則として自己管理となりますが、利用者の生活の質(QOL)向上や自立促進を図ることから、利用者の状態把握に努め、動作ができないところを援助します。

(14) 身体拘束について

- ① 利用者の命に関わる身体の危険が考えられる緊急時対応以外の身体拘束等はありません。尚、身体拘束等を行う場合には、家族等の同意が必要となります。また、実施する際は、その状態及び時間、利用者の心身状態、実施する理由を記録します。
- ② 対策委員会を設置し予防に努めます。

(15) サービスにおけるリスクについて(*リスク同意書)

サービスにおけるさまざまなリスクに対してリスク軽減や防止を目的に多職種連携を図り、内部及び外部の研修を計画的に実施します。

(16) 地域連携について

- ① 中高生や福祉専門学校の実習、介護体験、ボランティア等の受け入れを行います。
- ② 地域行事などに参加し交流を図ります。

(17) 施設利用にあたっての留意事項について

- ① 飲酒及び喫煙について
 - ・飲酒は禁止します。
 - ・喫煙は禁止します。
- ② 宗教活動についての留意事項
 - ・一切禁止します。
- ③ 金銭及び貴重品の持ち込みについて
 - ・原則、禁止します。
- ④ 持参品について
 - ・刃物、ハサミ、針などは、安全面の確保から、禁止します。
- ⑤ 設備、器具等の取り扱いについての留意事項
 - ・当施設の設備や、器具など、万が一、故意により破損等が生じた場合、修理等に生じた費用などを弁償していただく場合があります。

4. 利用料金について(*別表1参照)

(1) 施設サービス費個人負担について

- ① 施設サービスの負担金は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、法に定めた利用負担割合になります。
- ② 介護保険改正や職員の配置状況により利用料金の額及び加算の種類、料金が増減することがあります。

(2) 居住費・食費について

- ① 介護老人施設に入所した際にかかる費用のうち居住費・食費は全額自己負担となるが、一定の条件を満たした方に限り、費用が軽減される仕組みが「費用限度額認定制度」となります。(*別表1参照)
- ② 所得が低く、かつ一定要件を満たす方については、基本料金についての申請により社会福祉法人の実施する負担軽減制度が適用となります。

③ 利用者負担が高額になり、一定額を超えた場合は、高額介護サービス費の支給が受けられます。

(3) その他の個人負担

介護サービス費、居住費、食費以外、以下のものが、別途、利用者個人負担になります。

- ① 理美容費は次のとおりとなります。
 - ・利用業者が定める額になります。
- ② 電気料金は次のとおりとなります。
 - ・施設のテレビを使用する場合、一日50円になります。
- ③ レクリエーションに関わる費用として、ご相談する場合があります。

(3) 送迎について

送迎範囲は双葉郡広野町、檜葉町、富岡町となります。ただし、特別養護老人ホームリリー園を始点として15キロメートルの範囲内となり、実施には、制度上定められた費用が加算されます。

(4) 支払い方法について

毎月、前月の利用料金を10日までに請求いたしますので、20日までに通期に記載されている当施設通帳へお振込ください。現金でのお支払いは受け付けておりません。尚、領収書につきましては後日、送付します。

5. 短期入所生活介護サービス利用申し込みについて

居宅サービス計画の依頼をしている場合は、事前に居宅支援事業者経由で2カ月前からご利用の予約ができます。

6. 短期入所生活介護サービス利用中止について

(1) 利用前に都合でサービスを中止する場合、前日夕方5:00までの連絡とします。

(2) 利用開始から期間中の利用中止について(*リスク同意書)

- ① 利用期間中の中止になる場合について
 - ・利用者より帰宅の希望が強くあり、本人や他者への安全の確保が難しい場合。
(家族等や居宅と相談していきます。)
 - ・利用日に健康チェックの結果、感染症の疑いや、体調が悪かった場合。
 - ・利用中に体調が悪くなった場合。(救急搬送の場合もある。)
 - ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合。
- ② これらの場合の緊急連絡先の確保について(*緊急連絡先一覧)
 - ・家族等との連絡先の確保に努める。

(3) サービス利用の終了について

- ① 利用者の都合で、サービス利用計画を終了した場合。
- ② 以下の場合は、終了となる。
 - ・利用者がお亡くなりになった場合。
 - ・利用者が介護保険給付でサービスを受けていた要介護認定区分が非該当と認定された場合。
 - ・利用者が他利用者へ危害を加えた場合。

- ・事業所が、解散命令を受けた場合。
- ・事業所が破産した場合、またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ・施設の滅失や重大な毀損により、施設サービスの提供が不可能になった場合。
- ・施設が介護保険の指定を取り消された場合。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス利用計画を終了する場合がある。

7. 急変時による緊急時の対応方法について

- (1) 利用者の状態に大きな変化があった場合、必要時には家族(協力者)に速やかに連絡する。
- (2) 緊急連絡先の確保について、家族(協力者)との連絡先の確保に努める。(＊緊急連絡先一覧)

8. 施設嘱託医について

＊ 別表2参照

9. 防災・災害対策について

- (1) 施設防災計画に基づき、職員の防災への意識向上を図る。
- (2) 対策委員会を設置し、防災意識向上に努めるとともに、定期的に施設全体で避難訓練を行う。
- (3) 防災設備設置について
 - ① 通報設備(非常通報装置、非常放送設備)
 - ② 消火設備(消火器、屋内消火栓、スプリンクラー)
 - ③ その他の消防設備(非常ベル、自動火災報知器、熱感知器、煙感知器)
- (4) 災害時の対応について
災害が発生した場合について、関係機関と連携を図るとともに、施設避難計画に基づき、安全に、速やかに、避難対応をする。

10. サービス内容に関する相談・要望・苦情について

＊ 別表2参照。

11. 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者の処遇より事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族又は身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) サービスの提供により発生した事故の状況や講じた措置については、正確に記録し保管する。

12. 虐待防止対策について

- (1) 対策委員会を設置し、虐待防止を図る。
- (2) 身体的虐待、精神的虐待、経済的虐待の疑いがあると判断した段階で、速やかに自治体対応窓口に報告する。

13. 個人情報について

- (1) 事業者及びサービス従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を、関係機関を除く第三者へは漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様となる。

(※個人情報保護同意書)

- (2) 当施設ホームページや、広報誌、ソーシャルネットワーキング・サービス等において、本人や家族の同意を得た上で利用者の写真を掲載する。

(※各種写真等掲載についての同意書)

14. 賠償責任について

- (1) 事業者は、サービス提供に当たって故意または過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。
- (2) 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、以下の各号に該当する場合、損害賠償責任を負わない。
 - ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ② 利用者がサービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設リリー園の施設利用サービスの開始(短期入所)にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。尚、緊急連絡先と主治医(かかりつけ医)に関しましては、別紙記載とします。

事業者

福島県双葉郡檜葉町大字井出字上ノ原28番地

社会福祉法人 広葉会

特別養護老人ホームリリー園

施設長 山内 日出夫

説明者

介護老人福祉施設 リリー園

職 名 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設リリー園についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 _____

別表 1

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

短期入所生活介護

(平成12年厚生省告示第21号) 令和6年8月1日施行

	個室・多床室			
	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(1割負担の場合)	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(2割負担の場合)	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(3割負担の場合)
要支援1	4,510円	451円	902円	1,353円
要支援2	5,610円	561円	1,122円	1,683円
要介護度1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
要介護度2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護度3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
要介護度4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護度5	8,840円	884円	1,768円	2,652円

① 施設サービス費の加算設定(毎月加算になります。)

加算名	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(1割負担の場合)	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(2割負担の場合)	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(3割負担の場合)

※介護保険改正や職員の配置状況により利用料金の額及び加算の種類、料金が増減することがあります。

② 以下の加算については利用者の状況によって加算されることがあります。

- ・送迎加算(片道)…184円(2割368円・3割552円)

送迎範囲は双葉郡広野町、檜葉町、富岡町となります。

ただし、特別養護老人ホームリリー園を始点として15キロメートルの範囲内となります。

範囲外の送迎については、片道1キロメートル当たり25円の追加料金が発生します。

- ・療養食加算…1回あたり8円(2割16円・3割24円)※1日3食を限度とする。

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する心臓病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食を、家族等の同意を得て提供した場合に算定します。

※利用者の障害状況（療養状況）に応じてお支払いいただくことがあります。

・短期生活長期利用者提供減算…1日あたり30円の減算

同一の短期事業所に入所（指定短期入所生活介護以外のサービスによるものも含む）している場合に当該短期事業所は連続30日を超える日から1日あたり30単位の減算があります。

・介護職員処遇改善加算

上記①～③に係る料金の1,000分の120に相当する額

上記①～③に係る料金の1,000分の120×2に相当する額（2割負担）

上記①～③に係る料金の1,000分の120×3に相当する額（3割負担）

※介護保険改正や職員の配置状況により加算の種類が増減することがあります。

③ 居住費・食費にかかる負担軽減について

- ・世帯の全員が市区町村税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方
- ・生活保護等を受給されている方

第1段階	居住費	食費
個室	380円	300円
多床室	0円	300円

- ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（年金分）の合計が年間80万円以下の方

第2段階	居住費	食費
個室	480円	600円
多床室	430円	600円

- ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（年金分）の合計が年間120万円以下の方

第3段階（1）	居住費	食費
個室	880円	1,000円
多床室	430円	1,000円

- ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（年金分）の合計が年間120万円以下を超える方

第3段階（2）	居住費	食費
個室	880円	1,300円
多床室	430円	1,300円

- ・上記1～3段階以外の方

第4段階	居住費	食費
個室	1,231円	1,500円
多床室	915円	1,500円

④ その他の費用

- ・抗原検査キット 実費費用
- ・個人用ファイル 216円／入所時又は紛失時
- ・テレビを観る方 50円／1日あたり

(別表2)

サービスに関する相談・苦情・第三者委員

＜囑託医＞＊長期入所者に限ります。

- 囑託医 馬場医院 院長 小鹿山 博之
電話番号:0240-27-2231
所在地 :福島県双葉郡広野町大字下浅見川字広長100-6

＜サービス内容に関する相談・要望・苦情＞

- 電話番号 0240-25-1777 (代表)
- 相談・要望・苦情受付担当者
主任介護支援専門員 小野 弘美
生活相談員兼介護主任 宇佐美 ゆかり
主任生活相談員 佐藤 努
- 苦情責任者
施設長 山内 日出夫

＜第三者委員＞

- 松本 和也：檜葉町 電話 090-3125-5367
- 根本 英俊：広野町 電話 090-1068-7368
- 福井 光治：檜葉町 電話 0240-25-4157 (檜葉町社会福祉協議会内)

- 福島県適正化委員会(福島県社会福祉協議会内)
電話 024-523-2943 (直通)